（企画調整課の所掌事務）

第三条　［略］

［一～十二　略］

十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（福島保護観察所、水戸保護観察所、宇都宮保護観察所、前橋保護観察所、静岡保護観察所、京都保護観察所、岡山保護観察所、高松保護観察所及び那覇保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所、東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。

（統括保護観察官）

第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百五十五人以内を置く。

［２・３　略］

（統括社会復帰調整官）

第九条　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官四十一人以内を置く。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十条第三項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

入国者収容所組織規則の一部を改正する省令

入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（総務課の所掌事務） **第四条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　略］ 六　職員の福利厚生に関すること。 ［七～十一　略］ （会計課の所掌事務） **第五条**　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ 五・六　［略］	（総務課の所掌事務） **第四条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　同上］ 六　職員の健康管理に関すること。 ［七～十一　同上］ （会計課の所掌事務） **第五条**　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　同上］ 五　職員の福利厚生に関すること。 六　ボイラー及び炊事場の運営に関すること。 七・八　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。